■ 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

第１章　総　　則

第１条（約款の趣旨）

この約款は、租税特別措置法第37条の14の２第５項第１号に規定する未成年者口座及び同項第５号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第９条の９に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の２に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の２第５項第２号及び第６号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

２　当社は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14の２第５項第２号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第６号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。

３　お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託約款規程集」「約款・規定集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第２章　未成年者口座の管理

第２条（未成年者口座廃止届出書の提出）

お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の２第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

第３条（継続管理勘定の設定）

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の１月１日において18歳未満である年に限ります。）の１月１日に設けられます。

第４条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第１項第１号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第１項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）又は継続管理勘定において処理いたします。

第５条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の２第１項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

①　次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ　受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ　非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第３項第１号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

②　租税特別措置法施行令第25条の13の８第４項により読み替えて準用する同条第３項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日（以下「５年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③　租税特別措置法施行令第25条の13の８第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

２　当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

①　当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第１号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80 万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額 ）を超えないもの

②　租税特別措置法施行令第25条の13の８第４項により読み替えて準用する同条第３項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る５年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等

③　租税特別措置法施行令第25条の13の８第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第６条（譲渡の方法）

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第１項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の国内の本・支店を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の国内の本・支店を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第３項第４号又は同法第37条の11第４項第１号若しくは第２号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の国内の本・支店を経由して行われる方法により行うこととします。

第７条（課税未成年者口座等への移管）

未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

①　非課税管理勘定に係る５年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第５条第１項第１号ロ若しくは第２号又は同条第２項第１号若しくは第２号の移管がされるものを除く）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ　５年経過日の属する年の翌年３月31日においてお客様が18歳未満である場合　当該５年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該５年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

②　お客様がその年の１月１日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等　同日の翌日に行う他の保管口座への移管

２　前項第１号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第１号ロ及び第２号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

①　お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項第２号、第６項第２号若しくは第７項において準用する同号に規定する書面を当社が定める期日までに提出した場合又は当社に特定口座（租税特別措置法第37条の11の３第３項第１号に規定する特定口座をいい、前項第１号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合　一般口座への移管

②　お客様が当社に特定口座を開設しており非課税期間が満了する銘柄と同一の銘柄を一般口座で保有している場合　一般口座への移管

③　前各号に掲げる場合以外の場合　特定口座（前項１号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限りま

す。）への移管

第８条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）

非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の３月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の８第８項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第８項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

② 当該上場株式等の第６条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の２第２項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第17条第２号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の国内の本・支店を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第37条の10第３項第１号から第３号まで、第６号又は第７号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第37条の11第４項第１号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ハ 租税特別措置法第37条の12の２第２項第５号又は第８号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第25条の８第４項第１号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第57条の４第３項第１号に規定する取得請求権付株式、同項第２号に規定する取得条項付株式、同項第３号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第６号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡

③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第３項又は第４項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第９条の８に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

第９条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

第７条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第５項第１号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第11条（継続管理勘定等への移管）

非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る５年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

２　前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の８第12項第３号に規定する書面を５年経過日の属する年の当社が定める期日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。

第12条（出国時の取扱い）

お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の８第12項第４号に規定する「出国移管依頼書」を提出してください。

２　当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

３　当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の５第２項第２号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に同令第25条の13の８第12項第６号に規定する「未成年者帰国届出書」を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第３章　課税未成年者口座の管理

第13条（課税未成年者口座の設定）

課税未成年者口座（お客様が当社に開設している特定口座又は預金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、２以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。

第14条（課税管理勘定における処理）

課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第２項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条及び第19条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の３第３項第２号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

第15条（譲渡の方法）

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の３第３項第２号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第１項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の国内の本・支店を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の国内の本・支店を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第３項第４号又は同法第37条の11第４項第１号若しくは第２号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の国内の本・支店を経由して行われる方法により行うこととします。

第16条（課税管理勘定での管理）

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

第17条（課税管理勘定の金銭等の管理）

課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

①　災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

②　当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る

金銭その他の資産の交付が、当社の国内の本・支店を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと

イ　租税特別措置法第37条の10第３項第１号から第３号まで、第６号又は第７号に規定する事由による譲渡

ロ　租税特別措置法第37条の11第４項第１号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ハ　租税特別措置法第37条の12の２第２項第５号又は第８号に掲げる譲渡

ニ　租税特別措置法施行令第25条の８第４項第１号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ　所得税法第57条の４第３項第１号に規定する取得請求権付株式、同項第２号に規定する取得条項付株式、同項第３号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第６号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡

③　課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第18条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

第19条（重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合）

お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の１月１日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

２　前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。ただし、当該特定口座以外の特定口座と同一顧客番号の一般口座に同一上場株式等を保有している場合は、課税未成年者口座内の一般口座へ払出いたします。

また移管後の上場株式等の分配金受取方法は再投資となります。ただし移管先口座に同一上場株式等を保有している場合は、移管先口座の上場株式等に設定された受取方法と同様になります。

第20条（出国時の取扱い）

お客様が「出国移管依頼書」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第３章（第15条及び第19条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

第４章　口座への入出金

第21条（課税未成年者口座への入出金処理）

お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

①　お客様名義の預貯金口座および信託口座からの入金

②　お客様名義の当社の振替決済口座からの入金

③　現金での入金（依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限ります。）

２　お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は上場株式等に係る有価証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

①　お客様名義の預貯金口座への出金

②　現金での引出（窓口で行うものに限ります。）

③　お客様名義の振替決済口座への移管

３　前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様（成人されている場合に限ります。）及びお客様の法定代理人に限ることとします。

４　お客様の法定代理人が第２項各号の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は上場株式等に係る有価証

券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

第５章　代理人による取引の届出

第22条（代理人による取引の届出）

お客様が未成年者の場合、当社は、未成年者口座及び課税未成年者口座における上場株式等の取引は、お客様の法定代理人が、当社所定の書面および方法により届け出た代理人（以下、「運用管理者」といいます。）とのみ行います。運用管理者は、お客様の法定代理人または２親等以内の者のうち１名に限るものとします。

２　前項により届け出た運用管理者を変更しようとする場合には、当社所定の書面および方法により、あらかじめ当社に対して、運用管理者の変更の届出を行っていただく必要があります。当該変更の届出の前にお客様に生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

３　お客様およびその法定代理人は、次の場合、速やかに当社に届け出てください。当該届出の前にお客様に生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

①　運用管理者について届け出た情報に変更があったとき

②　運用管理者が死亡したとき

③　運用管理者について、家庭裁判所の審判により、後見、保佐もしくは補助が開始された場合、または任意後見監督人の選任がされた場合

④　運用管理者が法定代理人である場合で、その法定代理人の地位に変更があったとき

⑤　お客様が結婚したとき

４　前項第２号から第５号の届出があった場合、当社は、運用管理者の登録を解除するものとします。

５　第３項第２号から第４号の場合には、お客様の法定代理人は、速やかに、運用管理者の届出を行ってください。

６　運用管理者あての郵便物が返戻された場合および運用管理者の地位に関してお客様の法定代理人から異議申立てがあった場合、当社は、運用管理者との取引を停止いたします。また、運用管理者の代理権に疑義が生じた場合等、当社が運用管理者と取引を行うことに支障があると判断した場合には、運用管理者との取引を停止する場合があります。

７　お客様が成年に達した場合、運用管理者の任務は終了します。

第23条（法定代理人の変更）

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行うとともに、当社所定の手続きを行っていただく必要があります。

２　当社は、必要に応じて、お客様の法定代理人の代理権を確認できる資料の提出を求める場合があり、提出いただくまでは、法定代理人や運用管理者による手続きの受付を停止する場合があります。

第６章　その他の通則

第24条（取引残高の通知）

当社はお客様が15歳に達した場合には、未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

第25条（課税未成年者口座取引である旨の明示）

お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

２　お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様が当社の未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第26条（基準年以降の手続き等）

基準年に達した場合には、当社はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

第27条（非課税口座のみなし開設）

2024年以後の各年（その年１月１日においてお客様が18歳である年に限ります。）の１月１日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の国内の本・支店において、同日に租税特別措置法第37条の14第５項第１号に規定する非課税口座が開設されます。

２　前項の場合には、お客様がその年１月１日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第５項第１号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第６号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

第28条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

①　お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の２第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合　　当該提出日

②　租税特別措置法第37条の14の２第５項第２号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第６号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　　租税特別措置法第37条の14の２第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

③　租税特別措置法施行令第25条の13の８第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合　　出国日

④　お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第12条第１項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の１月１日前に出国した場合を除きます。）　　租税特別措置法第37条の14の２第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

⑤　お客様が出国の日の前日までに第12条第１項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の１月１日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに同条第３項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合　　その年の１月１日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日

⑥　お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の８第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の５に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　　本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

第29条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第30条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。

以　上

2025年３月24日